

改正 2-7

生命保険の税務（個人）

3 個人年金保険の税務

(2) 契約者（保険料負担者）≠年金受取人のケース

保険料を負担する方以外の方（たとえば配偶者）が年金を受給するケースです。年金の受取人は、保険料を負担していませんので贈与税が問題になります。

まず、年金受取開始時に「年金受給権」が保険料負担者から年金受取人に贈与されたものとして贈与税が課税されます。その後受取る年金は、贈与税の課税対象となった部分については所得税非課税となりますが、贈与税の課税を受けなかった部分は雑所得として所得税・住民税の課税対象となります。

▼契約者＝年金受取人ではないケース>

